

佐賀県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年九月二十八日から平成二十二年十月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区	間	域
県道 大木庭武雄線	嬉野市塩田町大字久間字桜谷 丙三二七八番地先から 嬉野市塩田町大字久間字桜谷 丙三三七八番二四地先まで	後 六八・三 一・二・五	延長 メートル 三九九・六
	嬉野市塩田町大字久間字桜谷 丙三二七八番地先から 嬉野市塩田町大字久間字桜谷 丙三三七八番二四地先まで	前 二六・一 四・九	幅員 メートル 四五九・〇